平成２３年（フ）第６４３１号
大阪府豊中市岡町北２丁目17番４―102号
債務者　渡邉　竜雄
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９８号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番１―405号
債務者　田中三千明
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１６号
大阪府大東市末広町３番1012号
債務者　瀧本　信弘
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０５号
大阪市東淀川区淡路４丁目29番３号
債務者　石井　信行
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０８号
大阪府摂津市別府１丁目12番28―301号
債務者　後藤　　旭
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４１４号
大阪市鶴見区諸口２丁目14番35号
債務者　濵田　希穂
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４１５号
大阪府門真市ひえ島287―７、住民票上の住所大阪府守口市大久保町４丁目34番20号
債務者　大森　徳明
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２１号
大阪市住之江区安立３丁目８番10号301
債務者　坂本　一美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２４号
大阪府茨木市玉水町10番17号、前住所大阪市鶴見区今津中２丁目５番35号
債務者　本田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２５号
大阪府茨木市玉水町10番17号、前住所大阪市鶴見区今津中２丁目５番35号
債務者　本田智恵子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３４号
大阪府枚方市上島東町28番８号
債務者　宮本有美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４１号
大阪市西淀川区百島２丁目１番５号　マンション大島306号室
債務者　髙橋　　進
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４３号
大阪府東大阪市旭町２番５―311号、前住所大阪市北区神山町９番24―203号
債務者　森下　繁美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４４号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番２号　プラザ上真609号、前住所大阪府吹田市古江台２丁目６番８号
債務者　川口　寿寛
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４５号
大阪府守口市金田町３丁目48番11号
債務者　楠木　直子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０号
青森市港町２丁目17―２　コーポエドＶ106号、住民票上の住所青森県つがる市木造菰槌千代森60番地
債務者　花田　祥太
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
青森市大字石江字江渡51番地
債務者　澤田　一記
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係